

今月の題字

伊尾木小学校 6年生

かげやま かな
影山 楓奈さん

将来の夢
「看護師になりたい」



あき

成人おめでとう

令和7年安芸市成人式（関連記事 P2）

令和7年の成人式が1月3日に市民会館で行われ、20歳の節目を迎え、参加した93人の成人らは華やかな振袖やスーツに身を包み、友人との久々の再会を喜び合っていました。

内容 | MAIN CONTENTS

- 02 令和7年安芸市成人式
- 03 ナギの木の民話がアニメになりました
- 08 住民税の申告受付がはじまります
- 26 安芸市駅伝徒競走大会参加チーム募集

2

令和7年
第753号

令和7年安芸市成人式 ～二十歳の集い～



謝辞(抜粋)

本日は、私たち大人への門出となるこの機会に、このような素晴らしい式典を催していただきまして、誠にありがとうございます。また、お祝いや激励の言葉をいただきました。また、お祝いや激励の言葉をいただきました。また、お祝いや激励の言葉をいただきました。

この20年間で振り返って、自然豊かな安芸市に生まれ、支えてくれた家族、会えばつい何でも話してしまう友人、お世話になった先生方、そばで見守ってくださった地域の皆様方、数多くの方々が生きてくださった愛情の1つひとつが私たちをここまで導いてくださいました。生まれ育ったこの安芸市で、成人式を迎えられたことの喜びを深くかみしめています。

私たちは今、それぞれの夢の実現のために進学した人、一足先に社会に出て活躍している人、県内にいる人、県外に出ている人もいます。それぞれが思い描く未来のために日々努力を積み重ね、大学生活や社会という新たな場所での学びを深めていきたいです。

私の夢は、児童にちよっとした勇氣や自信を与えられる教員になることです。大学の3日間の実習に参加した時のことです。始めは恥ずかしがっていた子どもたちでしたが、短い実習期間の中で、自分を精一杯表現する子どもたちの姿を見て感動しました。また実習では、先生の立場で過ごすことで、1人ひとりの子どもたちと向き合っていて話し、休み時間にみんな遊び、授業を受けて、掃除をして、「また明日」と見送る1日はとても

も充実した時間であり、改めて教員になりたいと強く思いました。今、自分がやりたいことに挑戦できる環境に感謝を忘れず、精一杯取り組んでいきます。

私たちは二十歳という節目を迎えました。未来に期待を持つ人、将来にまだ不安を持つ人など様々な人がこの成人式という場にいると思います。それぞれの環境で、自分が思う幸せをかみしめ、ありのままの自分であることが大切だと感じています。それぞれの目標に向かって精一杯頑張りますので、どうか、これからもご指導・ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の祝典の開催にご尽力いただきました皆様、またご多忙なか、ご臨席くださいましたご来賓の皆様改めて感謝を申し上げます、二十歳代表のあいさつとさせていただきます。

二十歳代表
松本 晴香



マイナンバーカードを持っている人はオンラインによる転出届(市外への引越し)ができます!

入学・就学・転勤などによる引越しで住所を異動する人は、住民票の手続きが必要です。

■ 問 市民保険課 市民係 ☎ 35・1001

マイナンバーカードを持っている人で、安芸市外の市区町村（国外を除く）へ引越しをする人は、「マイナポータル」からオンラインにより転出届ができます。このサービスを利用する人は、市役所窓口への来庁が不要です（ただし、安芸市役所窓口で児童手当、国民健康保険、介護保険などの手続きが別途必要な場合があります）。

◎マイナンバーカードを持っていない人は、引越し前に市民係窓口や郵送による転出届が必要です。

▽届出できる人

マイナンバーカードの交付を受けている本人または一緒に引越しをする同一世帯員

▽届出期間

お引越し予定日の30日前からお引越しした日（＝転入日）後10日以内

*お引越しした日から11日を経過するとオンラインで届出はできません。

▽必要なもの

マイナンバーカードまたはスマートフォン（利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書が記録されているもの）

*マイナンバーカードまたはスマートフォンに記録されている、利用者証明用電子証明書および署名用電子証明書が有効な状態である必要があります。

*利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）、署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）を正しく入力できる必要があります。

*利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書が失効している場合は、ご利用いただけません。

▽届出にあたっての留意事項

・マイナポータルによる転出届の完了後、おおむね3開庁日以内に市民保険課市民係において転出届の処理が完了します。

・市民係による転出届の処理の完了後、マイナポータルに通知が届きます。この通知が届くと、引越し先の市区町村窓口で転入届を提出できます。

*転出届から転入届までに時間を要しますので、余裕を持って届け出ください。



引越し手続オンラインサービス▶

ナギの木の民話がアニメになりました

■ 問 歴史民俗資料館 ☎ 34・3706

下山の国道沿いに古くからあるナギの木には、海で遭難しそうになった青年を助けたという言い伝えが残っています。

このたび、日本財団「海ノ民話のまちプロジェクト」にて、この言い伝えがアニメーション化されました。

これを記念し、下記の日程にてアニメの上映会と地元の歴史を学ぶフィールドワークが開催されます。

みなさまぜひご参加ください。

▽と き 2月16日（日）9時30分～11時30分（予定）

▽ところ 伊尾木公民館 2階ホール

▽参加費 無料（要事前申込）

*右のQRコードよりお申し込みください

締切：2月10日（月）



上映会申し込み▲



安芸市議会 行政報告



12月6日に開会した令和6年第4回安芸市議会定例会で、横山市長は次のように行政報告を述べました(要旨)。

はじめに、国政においては、11月11日に第2次石破内閣が発足し、あらためて「地方こそ成長の主役」であると位置付けた「地方創生2・0」を看板政策として掲げました。この地方創生の再起動にあたっては、デジタル実装のもと、年内に国が大枠で取り組むべき人口減少対策や、東京一極集中の是正等に関する基本構想を策定するとともに、地方創生に係る交付金の倍増についても併せて方針が

示されたところです。

本市においては、国の潮流に対応する形で、人口減少時代を見据えた地方創生に主眼を置き、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和6年度末までに策定予定です。本戦略は、中長期的な展望に立った地方創生対策を展開しながらも、直面している目の前の人口減少・少子高齢化の課題に対して、デジタル技術を取り入れながら最優先に取り組むことで、コミュニティの醸成と官民協働を軸とした持続可能なまちづくりを目指すものです。

今後、出会いから子育てまでを一貫して支援する自然減対策と、移住施策や産業振興等の担い手確保を絡めた社会減対策を総合的に進めていくにあたっては、行政の力だけでは限りがあるため、地方創生という同じ目的を共有する産官学金労言における各分野の方々と、これまで以上に知恵を出し合い、熱量をもって創意工夫に富んだ取組を実行していく必要があります。何卒、議員の皆様のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、「国政等の動向及び令和7年度の市の予算編成方針」について申し上げます。

政府は、令和6年6月に閣議決定され

た「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」において、成長型の新たな経済ステージへの移行が掲げられ、デジタル完全脱却の実現と豊かさとお幸せを実感できる持続可能な経済社会に向けて、経済・財政一体改革を着実に推進することとしており、国の概算要求方針においても、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化など肝要な取組について「重要政策推進枠」を措置することとしています。

また、県の予算編成方針においては、「人口減少対策」を最重要かつ喫緊の課題と位置付け、「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の観点から施策を強化していくために「元氣な未来創造枠」を設定し、重点的な予算配分を行うことが示されています。

本市の令和7年度予算編成におきましても、これまで重点的に予算化してきた施策に加え、こうした、国・県の取組と歩調を合わせた対応が重要であります。

特に、挨拶冒頭に述べました人口減少対策については、安芸市においても最重要課題であり、総合戦略の着実な推進と合わせて、具体的な成果を挙げられるよう全庁一丸となって、施策の充実・強化に努めていきます。

保育所、小学校の 移転・統廃合の進捗

保育所については、これまで安芸市保育所移転統合検討委員会を3度開催し、児童や保育士の適正人数、保育サービス、施設の立地等についての現状と課題を整理したほか、未就学児の保護者を対象にアンケートを実施するなど、意見の集約を進めてきました。

今後これらの意見をもとに、子どもたちの安全確保と心豊かに成長できる環境づくりを最優先に、移転統合に係る方向性の決定に向けて、引き続き協議検討を進めます。

なお、赤野保育所は現在4名の児童が利用していますが、11月に実施した令和7年度の入所募集におきまして、現時点において希望者がいなかったことから、令和7年度は休所の見込みとなっております。

小学校については、10月までに小学校8校と保育所2箇所において、保護者を対象とした説明会を開催しました。保護者からは、児童の減少や、津波に対する安全から早く移転・統合を進めて欲しいとの意見がある一方で、小規模校のメリットを伸ばしながら、地域に学校を残すべきとの意見も挙がりました。そのほ

か、移転・統合後の通学方法についての質問やご意見をいただいています。

また、地域の皆様を対象とした説明会を11月13日から各公民館単位で開催し、ご意見をお伺いしており、小学校の移転・統廃合に係る方向性の決定に向けて、引き続き取組を進めます。

旧市役所庁舎及び 回市立安芸中学校の跡地活用

両施設の跡地活用検討にあたっては、これまでにサウンディング調査として、建設企業や維持管理・運営企業を対象に、事業に係るスキームや手法等のニーズ確認、事業参加への意向確認など、多岐にわたる項目において意見交換を行ってきました。

その結果、旧庁舎については、多くの民間事業者からPPP/PFI事業での参加意向が確認できたほか、市民の意見を集約した基本構想に沿う形で、図書館や市民会館のほか、貸し館機能としての会議室、商業や防災機能等を有する複合施設としての提案がなされたところです。

また、PPP/PFI手法の導入により、複合施設の設計・建設・維持管理・運営等を一括発注した場合、定量的な評

価として、従来の行政主導方式に比べ、公的負担額が軽減化され、経済効果などが発現することについても、併せて示されました。

一方、旧市立安芸中学校についても、スポーツやビジネス、学びの分野における活用について意見が寄せられるなど、一定関心は示されたものの、具体的なアイデアまでは至らなかったほか、安芸中インターチェンジ整備の時期が不明確であることから、立地性や商圏人口を判断する材料に乏しく、経済効果の試算には現時点では至りませんでした。

本件、詳細については、あらためて議会終了後の議員協議会において、現在検討している具体的な施設機能や規模感、概算事業費、今後のスケジュール等について、ご報告します。

事前復興まちづくり計画の進捗

11月25日に、庁内において安芸市復興基本方針策定検討会を開催しました。検討会では、発災時における安芸市の現状と課題を整理したほか、東日本大震災等の大規模災害を教訓にした被災後のまちづくりや、南海トラフ巨大地震の想定などを共有しました。今年度は、引き続き

検討会を重ね、令和7年度当初を目途に復興基本方針を策定し、その後各地域において、地元住民とのワークショップを開催するなど、地域の実情に沿った計画を策定していきたいと考えています。

ごみ収集運搬及び最終処分場 運営に係る業務委託の進捗

11月20日に、公募型プロポーザルにより候補者を決定し、12月中の契約締結に向け、委託業務内容の詳細について協議を進めています。業務の開始時期は令和7年4月1日を予定しており、民間事業者へスムーズに移行ができるよう、令和7年1月から引継ぎ業務等についても計画的に進めます。

三菱グループとの取組

12月23日に、三菱商事株式会社様のご協力により、丸の内にある同社の本社ビルにおいて、観光物産展を含む安芸市単独イベントを開催します。三菱の礎を築いた岩崎彌太郎、弟で二代目社長である彌之助、また、彌太郎の長男で三代目社長である久彌の生誕地である、「三菱源流の地」安芸市をPRするほか、本市の事業者による商談会を併せて実施する

など、特産品等の販売拡大にも努めます。次に、令和7年1月21日に「地域学習」や「キャリア教育」を推進するため、三菱広報委員会と連携して、第3回「三菱探究プロジェクト」を市立安芸中学校にて開催します。本年度は全学年を対象として、「三菱の仕事、働く人」をテーマに三菱地所株式会社様、日本郵船株式会社様から、ご講演いただくこととしていきます。

また、本年の社会人都市対抗野球大会において、初優勝を果たしました「三菱重工East 硬式野球部」の春季キャンプの受入れが令和5年度に引き続き、令和7年2月16日から26日までの期間で、実施されることが決定しました。

今後についても、教育、スポーツ、経済等の多岐にわたる分野において、三菱グループとの交流や取組の深化に努めていきます。



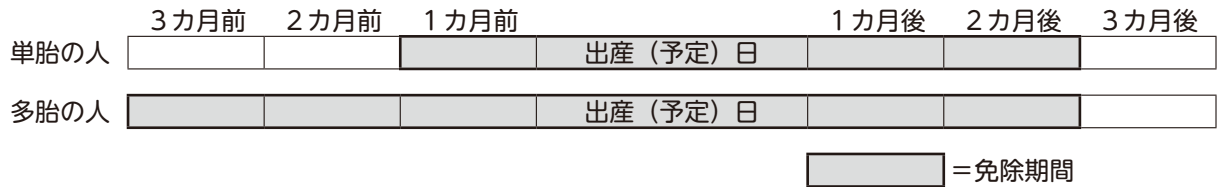
国民健康保険税の産前産後免除制度について

■ 問・申込 市民保険課 国保年金係 ☎ 35・1002

出産される国民健康保険被保険者（以下「出産被保険者」）の国民健康保険税（以下「国保税」）の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）免除されます。

○免除対象期間

出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3カ月前）から翌々月までの期間



○対象者および対象国保税

出産被保険者にかかる国保税の所得割額と均等割額を免除します。なお、すでに国保税が限度額に達している場合は、免除にならない場合があります。

○届出時期 出産予定日の6カ月前から

○届出の方法

次のものを持参のうえ、市民保険課 国保年金係の窓口までお越しください。

1. 母子健康手帳 など出産（予定）日がわかるもの
2. 出産被保険者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

一定の障害がある人は 65歳から後期高齢者医療保険に加入できます

■ 問・申込 市民保険課 国保年金係 ☎ 35・1002

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の人を対象にした医療保険制度ですが、一定の障害がある人は、申請により65歳から任意で加入することができます（生活保護受給者は除きます）。

また、75歳の誕生日前であればいつでも加入を撤回することができます。

○「一定の障害がある人」とは下記に

該当する人となります

- ・国民年金法などの障害年金1級・2級
- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級のうち
音声機能の障害 または 言語機能の障害
下肢障害の1号、3号または4号のいずれか
- ・療育手帳 A1・A2
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

○手続きに必要なもの

- ・障害者手帳、療育手帳、年金証書（障害年金1級・2級の人）
- ・マイナンバーカード、そのほか本人確認できるもの



○後期高齢者医療保険に加入すると医療機関などでの自己負担割合が変わります。

納税（納入）義務者	国民健康保険		後期高齢者医療保険		
	世帯主		本人		
医療機関での一部負担割合	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	一般所得者	一定以上所得のある人	現役並所得者
	3割	3割（現役並所得者） 2割	1割	2割	3割

○保険料について

国民健康保険や被用者保険に加入している人は、現在納付している国保税（料）が後期高齢者医療保険料に切り替わります。算定方法や納付方法も違いますので、詳しくは市民保険課 国保年金係までお問い合わせください。

こんなときは届出を!

■ 問・申込 市民保険課 国保年金係 ☎ 35・1002

○国民年金は20歳以上60歳未満のすべての人が加入しています

国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業などにより3種類に分けられます。

- ・第1号被保険者…農林漁業者・自営業・学生・無職の人など
- ・第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人
- ・第3号被保険者…厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

第2号・第3号被保険者の手続きは主に勤務先となりますが、第1号被保険者の手続きは市役所窓口か年金事務所となります。こんなときは届出が必要です。

こんなとき	どうする	持っていくもの	届出先
会社などを退職した	資格取得届	・健康保険資格喪失証明書（または離職票）	市民保険課 国保年金係
扶養からはずれた	種別変更届	・扶養からはずれたことがわかる証明書	
保険料の納付の免除・猶予をしたい	免除申請書	・離職票や学生証など	
60歳を過ぎたが未納や未加入期間があるので受け取る年金を増やしたい	任意加入の申出	・通帳 ・通帳の届出印 ・基礎年金番号通知書または年金手帳	
年金手帳・基礎年金番号通知書を失くした	基礎年金番号通知書再交付申請		

○年金をもらっている人も、こんなときは届出が必要です。

こんなとき	どうする	持っていくもの	届出先
年金の受け取り口座を変えたい	受取機関変更届	・通帳 ・年金証書	市民保険課 国保年金係

まちづくりに関する市民アンケート調査
皆さまのご協力をお願いします

■ 問 企画調整課 企画係 ☎ 35・1012 ☎ 35・4445



本市では、人口減少をはじめとしたさまざまな課題や社会情勢の変化に対応するため、新たなまちづくりの指針となる次期「安芸市総合計画」策定の準備を進めているところです。本計画の策定にあたり、市民の皆さんの市政に対する考えやご意見をお聞きし、今後のまちづくりの方向性や重点的に取り組むべき施策などを検討していくうえでの基礎資料とさせていただくため、市民アンケート調査を実施します。

本調査は、18歳以上の市民の皆さんから2,000人程度を無作為に抽出し、ご協力をお願いしています。アンケートは無記名で行い、ご記入いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されたり、他の目的に使用することは一切ございません。

アンケートがお手元に届いた際には、より良いまちづくりのため、ご協力をお願いします。

住民税の申告受付がはじまります

申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)

■ 問 税務課 市民税係 ☎ 35・1005 FAX 35・1026

○ 住民税申告をしなければならない人

令和7年1月1日時点、市内在住で、令和6年中(1月1日から12月31日)に収入(営業・農業・不動産・給与・雑所得など)があった人

* 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・保育などの行政サービスを受けている人、および各種料金などの決定、所得証明書などの発行が必要な人は、収入がなくても必ず申告が必要です。また、扶養や寡婦・ひとり親、障害など追加で控除を受けたい人も申告をしてください。

○ 申告をしなくてもよい人

- ・ 確定申告をする人
- ・ 勤務先で年末調整をした人で、その他に収入がない人
- ・ 公的年金収入のみの人

こちらに記入して
申告してください

○ 必要なもの(申告前にチェックしましょう)

- ① 左ページの申告書(コピー可。ホームページにも掲載)
- ② 給与・年金の源泉徴収票
- ③ 事業の帳簿、収入や経費の明細・領収書、収支内訳書など
- ④ 控除を受けるために必要な支払(控除)証明書や領収書
- ⑤ 【障害者控除】障害手帳など障害の程度を証明するもの
- ⑥ マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

○ 受付期間

2月17日(月)～3月17日(月)

【土・日・祝日は除く】

8時45分～11時15分/13時～16時

- * 年金・給与収入がある人の還付申告は2月10日(月)から受け付けます。
- * 郵送でも受け付けています。添付書類の返送が必要な人は、切手を貼り宛名を記載した返信用封筒を同封してください。
- * 収支内訳書の作成や領収書の合計などの集計は必ず事前にご自身で行ってください。
- * 医療費控除を受けられる場合は、『医療費控除の明細書』を作成してください(人ごとに病院・薬局ごとに分けて集計してください)。
- * 作成していない場合、ご案内が前後する場合があります。

下記の申告は税務署でお願いします!

- ・ 消費税の確定申告
- ・ 分離譲渡所得など(土地・建物・株式など)の申告
- ・ 青色申告
- ・ 住宅借入金控除1年目の申告
- ・ 準確定申告(死亡した人の確定申告)

記帳・帳簿などの保存は義務付けられています!

○ 対象者

事業・不動産・山林の所得があるすべての人(所得税の申告の必要がない人も含む)

○ 内容

売上や経費を帳簿に記載し、受け取った請求書・領収書などは5年間もしくは7年間保存しなければなりません(所得税法施行規則第102条第4項による)。

携帯電話基地局が完成しました

■ 問 総務課 ☎ 35・1000

令和5年度安芸市携帯電話等エリア整備事業(線越)により、県道畑山栃ノ木線沿いに携帯電話基地局が2箇所完成し、基地局周辺でドコモ、au、ソフトバンクの利用が可能になりました。

- ▽ 事業費 1億4617万円
(うち国補助3分の2、携帯電話事業者負担9分の1)
- ▽ 整備内容 携帯電話基地局: 2箇所
伝送路設備: 約10km



令和7年度住民税・国民健康保険税申告書

(表)

安芸市長 宛	提出年月日	令和 年 月 日	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
現住所	安芸市		フリガナ	
個人番号			氏名	
電話番号			申告者	住所 (本人と住所が異なる場合にのみ記入)
令和7年1月1日の住所 (現住所と異なる場合にのみ記入)			※本人以外の場合	氏名 続柄
			電話	

令和6年中の収入について、①～⑤の該当する欄に記入してください。

① 事業収入	該当するものを○で囲み、詳細を記入してください。 農業・不動産・営業 (屋号)		
収入金額	科 目		金 額 (円)
	収入の種類	収入元 (店舗名・出荷先など)	
	収入合計 (A)		
必要経費	○で囲む		
	氏名・(使用人は住所も)	生年月日	支払金額
	専従・使用人	専従者の続柄 ()	
	専従・使用人	専従者の続柄 ()	
	専従・使用人	専従者の続柄 ()	
	経費合計 (B)		
	所得金額 (A - B)		

② 年金収入	年金の種類	金 額
	公的年金等	収入金額
	個人年金等	(収入) - (経費) = 所得

③ 給与収入	該当するものを○で囲み、詳細を記入してください。 給与 ・ 専従者給与		
月	収入金額	月	収入金額
1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	
備考	賞与退職: 年 月 日	収入合計	
給与支払者氏名			
給与支払者所在地・連絡先			

④ 他の収入	利子・配当・一時・譲渡 (短期・長期) 等 ※ (収入) - (経費) - (特別控除) = 所得
--------	--

⑤ その他	該当するもの全てを○で囲み、詳細を記入してください。 ア. 次の人に扶養されていた (仕送りで生活している) 住所 _____ 電話 _____ 氏名 _____ 続柄 _____ イ. 障害年金・遺族年金等を受けていた。 ウ. 手当 (児童扶養手当等) を受けていた。 エ. 失業保険・労災保険・生活保護を受けていた。 オ. その他 (該当に☑を記入) <input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> 無収入 <input type="checkbox"/> 貯蓄等で生活 <input type="checkbox"/> 病気療養中であった (詳細)
-------	--

還付される税金の受取場所	銀行 金庫 農協	組合 漁協	本店 出張所 本所 支所
預金種類	普通		当座
口座番号			
記号番号			

※市記入欄 《裏面につづきます》

所得合計	所得税控除合計
国保税	<input type="checkbox"/> 資格無し <input type="checkbox"/> 税額変更無し <input type="checkbox"/> 更正済み
処理日	年 月 日 入力者 _____ 確認者 _____

Xキリトリ線

控除内容(所得から差し引かれる金額)について、⑥～⑬の該当する欄に記入してください。

裏

⑥ 本人控除	該当するものに○をしてください。3・4に該当する人は障害者手帳、5に該当する人は学生証の提示、またはコピーをつけてください。				
	1. 寡婦	2. ひとり親	3. 普通障害	4. 特別障害	5. 勤労学生
	上記の該当事由：死別・離別・不明・未婚		身体・精神・療育 級		学校名：

寡婦とは… A. 夫と離婚した後に婚姻していない者で、扶養親族(総所得48万円以下で、他の人に扶養されていない)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が500万円以下の人。
B. 夫と死別してから婚姻していない者や夫の生死が明らかでない人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が500万円以下の人。

ひとり親とは… 現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者のうち、生計を一にする子(総所得48万円以下で、他の人に扶養されていない)を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、本人の合計所得金額が500万円以下の人。

普通障害とは… 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を持っている人など。

特別障害とは… 上記障害のうち、重度の障害がある人。身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の人など。

勤労学生とは… 給与所得が75万円(収入130万円)以下で、給与以外の所得が10万円以下に該当する学生。

⑦ 生計を一にする親族	氏名	生年月日	16歳未満	続柄	扶養関係	生活形態	障害級 (障害手帳要)	令和6年中の収入		※備考 勤務先・学校名・令和7年1月1日時点で市外在住の場合はその住所
								種類	収入額	
			<input type="checkbox"/>		ありなし	同居 別居	身・精・療 ()級	個人番号		
			<input type="checkbox"/>		ありなし	同居 別居	身・精・療 ()級	個人番号		
			<input type="checkbox"/>		ありなし	同居 別居	身・精・療 ()級	個人番号		

3名以上いる場合はこの用紙をコピー等し、別紙として添付してください。

⑧ 医療費控除	A: 支払った医療費	B: 保険金などで補われる金額	C: 合計(A-B)	C- (「総所得×5%」と「10万円」のいずれか少ない方の金額)が控除されます。
	D: 特定一般用医薬品等購入費	E: 保険金などで補われる金額	F: 合計(D-E)	F-12,000円が控除されます。健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

★領収書または明細書必要 令和6年中に、あなたや生計を一にする配偶者・他の親族のために支払った医療費等の合計を記入してください。ただし、医療費として認められないもの(予防接種・健康診断の費用等)もありますので、不明な点はお問い合わせください。通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。一方しか控除できません。

⑨ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払金額	社会保険の種類	支払金額	合計

★領収書必要 令和6年中に、あなたや生計を一にする配偶者・他の親族分の、国民健康保険・国民年金保険・介護保険・後期高齢者医療・各種健康保険組合等の保険料を支払った場合に記入してください。ただし、生計を一にする親族等の公的年金等から天引きされている保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

⑩ 生命保険料控除	区分	保険会社	支払金額	区分	保険会社	支払金額	介護医療	保険会社
	(旧)一般			(旧)年金				
	区分	保険会社	支払金額	区分	保険会社	支払金額	支払金額	
	(新)一般			(新)年金				

★証明書必要 令和6年中に、あなたや配偶者・他の親族を受取人とする生命保険や、あなたや配偶者を受取人とする個人年金保険に加入して支払った保険料を記入してください。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づくものは、下欄の(新)へ記入してください。

⑪ 地震保険料控除	区分	保険会社	支払金額	区分	保険会社	支払金額
	地震保険			旧 長期損害保険		

★証明書必要 令和6年中に、あなたや生計を一にする配偶者・他の親族の保険契約等について、支払った保険料を記入してください。地震保険と旧長期損害保険が同じ保険契約内にある場合は、一方しか控除できません。

⑫ 雑損控除	原因	損害年月日	損害資産の種類	損害金額	保険金補てん額

★領収書必要 令和6年中に、あなたや生計を一にする配偶者・他の親族が、災害・盗難・横領によって生活用資産などに損害を受け、やむを得ず支出した金額がある場合は記入してください。

⑬ 寄附金その他の控除	寄附先の名称	寄附金額	その他の控除	小規模企業共済契約の掛金・心身障害者扶養共済掛金等

★受領書又は寄附金控除に関する証明書必要 寄附金税額控除 適用最下限額2千円

安芸税務署からのお知らせ

確定申告会場への来場を検討されている人へ

■ 問 安芸税務署 ☎ 35・3115
(自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。)

会場への入場には、「入場整理券」が必要です！

確定申告会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
入場整理券の配付方法は、次の2通りあります。

確定申告会場で **当日配付**

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

または

オンラインで **事前発行**

LINE アプリから国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。

○ 確定申告書の作成について

確定申告書の作成は、ご自分のスマートフォン等を操作し、作成していただきます。

マイナンバーカードをお持ちの人は、暗証番号を確認の上、ご持参ください。

* 暗証番号は、利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書用（英数字6～16桁）の2種類です。



○ 確定申告会場の開設期間などについて

▽ 開設期間 2月17日（月）から3月17日（月）までの平日

▽ 受付時間 8時30分から16時まで

* 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切ることがあります。

▽ 相談開始 9時から

* 贈与税や土地・株式などの譲渡所得についての申告相談を希望する人は、3月3日（月）以降にお越しください。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合もあることから、**ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」**をぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページへ <https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申告書の作成・送信は スマートフォンから！

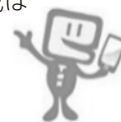
さあ自宅で

○ 確定申告書は、e-Tax で便利に作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、スマホやパソコンから画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Tax による送信ができます。



← スマホでの確定申告書の作成はこちらから !!



1. スマホやパソコンから送信する場合は、マイナンバーカードかIDパスワードが必要です。
2. マイナンバーカードを使って送信する場合、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（対応端末は国税庁ホームページにてご確認ください）。
3. IDパスワードは、税務署で即日発行します（申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください）。



●19～39歳の人へ ●40～74歳で国保被保険者の人へ ●後期高齢者医療被保険者の人へ

特定健診のお知らせ

■ 問・申込 健康介護課 健康ふれあい係 ☎ 32・0300 FAX 32・0301

今年度の特定健診(集合)は残りあと **2回!**

2月8日(土)と9日(日)に
実施します(時間予約制)。

生活習慣病は、自覚症状がほとんどありません。
だからこそ、「今」が予防のチャンスです。



健診は健康に生活していくために自分の体を知る大切な機会です!
40歳～74歳の特定健診(国保被保険者)は**無料**です!
(*19歳～39歳の国保の男女・社保被扶養者の女性は1,300円です)

ご家族、ご友人、誘い合って健診を受けに行く!
「健康」は財産! 「健診」は健康づくりの出発点



- *「予約制」は、30分ごとの定員制のため人数を区切って呼び出すので、待ち時間が少なくすみます!
- *「健康ふれあい係」へご希望の時間をお申し込みください。
- ① 8時30分～ (*2月9日のみ) ② 9時～ ③ 9時30分～ ④ 10時～ ⑤ 10時30分～
⑥ 13時30分～ ⑦ 14時～ ⑧ 14時30分～
- *当日は、受診票、受診券、問診票、被保険者資格が確認できるもの(保険証・資格確認書)、受診料をお持ちください。

当日、無料で骨密度測定も受けられます!

*医療機関での個別健診を希望の場合は、健康介護課 健康ふれあい係までお問い合わせください。

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)の キャッチアップ接種について

■ 問・事前申請 健康介護課 健康ふれあい係 ☎32・0300 FAX32・0301

キャッチアップ接種期間が令和7年3月31日までであるところ、期間中に1回以上接種している人については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置が設けられます。

▽経過措置の対象者

- ・キャッチアップ接種対象者(平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子)
 - ・令和6年度が定期接種の最終年度である者(平成20年度生まれの女子)
- 上記対象者で令和4年4月1日～令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した人

▽経過措置の期間

キャッチアップ接種期間終了後1年間(令和8年3月31日まで)

▽接種医療機関

高知県内の委託医療機関で受けることができます。事前に電話にてご予約ください。
*県外の医療機関で接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となりますので、健康介護課 健康ふれあい係までご連絡ください。

HPVワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労省 HPV

検索

あなたと、家族のためにぜひ受けましょう! がん検診・特定健診

■ 問 健康介護課 健康ふれあい係
☎ 32-0300 FAX 32-0301

検診(健診)項目	対象者	自己負担金
①胸部検診(レントゲン検診)	40歳以上の男女	無料
②特定健診	40歳～74歳の国保の男女	無料
③特定健診に準じた健康診査	19歳～39歳の国保の男女 19歳～39歳の社保被扶養者の女性	1,300円
④後期高齢者健康診査	後期高齢者医療の被保険者男女	無料
⑤肝炎ウイルス検査	これまでに市の肝炎ウイルス検査を受けたことのない、40歳以上の男女	700円
⑥胃がん検診 (集団検診・バリウムによる検診)	50歳以上の男女(2年度に1回の受診です)	900円
⑦胃がん検診 (個別検診・医療機関による胃内視鏡検診)	50歳以上の男女(2年度に1回の受診です)	3,400円
⑧前立腺がん検診	50歳以上の男性	600円
⑨大腸がん検診	40歳以上の男女	500円
⑩子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年度に1回の受診です)	800円
⑪乳がん検診	40歳以上の女性(2年度に1回の受診です)	1,000円

*70歳以上の人は、市が実施する上記⑥～⑪の検診は無料です。
*胃がん検診は、集団検診か個別検診のいずれかで、2年度に1回の受診になります。
*事前に申し込みが必要です。

各種健診・検診

項目	月日	受付時間	ところ
特定健診 後期高齢者健診 胸部検診 (肺がん・結核検診) 肝炎ウイルス検査 前立腺がん検診 大腸がん検診 (回収)	2月8日(土)	9:00～11:00 13:30～15:00	健康ふれあい センター 「元気館」
	2月9日(日)	8:30～11:00 13:30～15:00	
胃がん検診	2月9日(日)	8:30～11:00	

2月の休日在宅当番医		
2日	森澤病院	☎ 34-1155
9日	森澤病院	☎ 34-1155
11日	森澤病院	☎ 34-1155
16日	芸西オルソクリニック	☎ 33-3503
23日	森澤病院	☎ 34-1155
24日	森澤病院	☎ 34-1155

診療時間：9時～17時
県立あき総合病院(☎ 34-3111)は救急に対応

*健診(検診)は全て完全予約制です。受診希望の方は必ず市役所への来所、または電話等で事前にお申し込みください。

その他

項目	月日	受付時間	ところ	備考
無医地区 診療	2月25日(火)	14:10～ 15:00	東川公民館	新規の受診希望者は県立あき総合病院経営事業課(☎ 34-3111)までお問い合わせください。
健康相談	2月18日(火)	10:00～ 12:00	市民館別館	
つくし会 (生活習慣病 予防 サークル)	2月7日(金) 運動教室	13:30～ 15:00	健康 ふれあい センター 「元気館」	持ち物 室内用シューズ・水分 補給・汗拭きタオル
	2月21日(金) 運動教室			



飼い犬・飼い猫の引き取りなどに関する 相談窓口

飼い主には、飼っている犬や猫を終生まで飼養および管理を行う責任があります。やむをえず飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探し、譲渡するなど、犬・猫が生涯を全うできるよう努力しましょう。

保健所では安易な引取りは行っていないですが、どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、下記までご相談ください。

■ 問 県安芸福祉保健所 ☎ 34-3173

地域子育て支援センター

■ 問 地域子育て支援センター(安芸おひさま保育所内)

子育てを一人で頑張っていませんか？みんな悩みながらも子育てしていることに共感したり、子育てが少しでも楽しくなるように、悩みを話せる子育て仲間や、子どもたちの小さな出会いの場として、気軽にご利用ください。

☎ FAX 37・9310 福祉事務所こども係 ☎ 37・9452

○保育室・園庭開放

安芸おひさま保育所の保育室や園庭を開放しています。子ども同士、保護者同士のふれあいの場としてご利用ください。

▽と き 平日9時～16時

○体験入園

▽と き

2月4日(火)、6日(木)、13日(木)、
18日(火)、20日(木)、25(火)、27(木)
9時～12時

▽ところ 安芸おひさま保育所

▽持ち物 着替え、お茶、タオル、帽子など

○給食試食会

保育所の給食を親子で一緒に体験してみませんか？

～2月普通食～

▽と き 2月18日(火)

▽申込 2月13日(木)締切

▽定員 1～5歳まで 10人

▽食費 300円

～3月普通食～

▽と き 3月6日(木)

▽申込 2月28日(金)締切

▽定員 1～5歳まで 10人

▽食費 300円



○電話相談・面接相談

育児の悩みなどお気軽にご相談ください。

面接相談の際は事前にご連絡ください。

▽と き 平日9時～16時

○なかよし広場

子育て仲間との交流の場として、元気館のホールにて親子で楽しめる広場を開催しています。

『リフレッシュヨガ』

～親子でヨガ～

心も体もリフレッシュしましょう！

▽講師 清岡 真由美さん

▽と き 2月27日(木)10時～12時

▽ところ 健康ふれあいセンター『元気館』

▽申込 安芸市地域子育て支援センター
(安芸おひさま保育所内)

▽締切 2月20日(木)

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 着替え、タオル、お茶他

お家でも簡単にできる運動遊びも教えてもらえますよ。たくさんの参加をお待ちしています。

○安芸おひさま保育所の行事に

参加しませんか？

『節分』

▽と き 2月3日(月)9時30分集合
(10時開始予定)

みんなで豆まきを楽しみましょう！

『ひな祭り』

▽と き 3月3日(月)10時30分
かわいいお雛様に会えるかな？



一時保育を利用しませんか

保護者の一時的な就労や疾病、入院などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児疲れの解消など、家庭での子育ての負担を軽減するためにお子さんを一時的にお預かりします(利用申込・面接が必要です)。

▽対象児童

安芸市在住の満1歳～就学前まで

▽定員 1日あたり5人

▽利用時間 平日(土、日、祝日を除く)
半日(8時30分～12時30分
または12時30分～16時30分)
1日(8時30分～16時30分)

▽利用日数 1カ月あたり14日以内

▽利用料 半日1,000円
1日2,000円



■ 問 安芸おひさま保育所 ☎ FAX 37・9310



乳幼児健診

■ 問・申込 健康介護課 健康ふれあい係
☎ 32・0300 FAX 32・0301

○ 3～4 カ月児健診

- ▽と き 2月4日(火) 12時～
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
- ▽対象 令和6年10月生まれ



○ 9～10 カ月児健診

- ▽と き 2月18日(火) 12時30分～
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
- ▽対象 令和6年4月生まれ



○ 1歳6カ月児健診

- ▽と き 2月4日(火) 13時～
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
- ▽対象 令和5年5月生まれ



○ 3歳児健診

- ▽と き 2月18日(火) 13時～
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
- ▽対象 令和3年10月生まれ

○ 5歳児健診

- ▽と き 2月4日(火)
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
- ▽対象・受付時間 おおむね5歳3～4カ月
当日は3～4カ月児健診、
1歳6カ月児健診も同時開催しているため、待ち時間短縮のため受付時間をずらしてご案内します



*対象者には別途通知します。

あきっ子あつまれ!

○あきっ子広場 (ボランティアと一緒に遊ぼう! 預けるだけでもOKです!)

- ▽と き 2月28日(金) 9時～12時
時間内ならいつでもどうぞ!
- ▽ところ 児童通所支援センターまなふる
(川北甲5685 (旧清水ヶ丘中学校))
- ▽対象 乳幼児とその保護者
- ▽持ち物 お子さんを預けられる人は、
バスタオル・おむつ・お茶や
さ湯など必要なもの



■ 問・申込 児童通所支援センターまなふる
☎ 37・9888 FAX 37・9892

○すくすく広場、歯ッピー・キッズランド (計測・栄養相談・歯科相談・交流)

- ▽と き 2月16日(日) 10時30分～12時
時間内ならいつでもどうぞ!
- ▽ところ 健康ふれあいセンター「元気館」
(安芸市寿町1-7)
- ▽対象 乳幼児とその保護者、妊婦
- ▽持ち物
母子健康手帳、おむつ、バスタオルなど
必要な物

*歯ッピー・キッズランドの受付時間は、
10時30分～11時30分



■ 問・申込 健康介護課 健康ふれあい係
☎ 32・0300 FAX 32・0301



麻しん・風しんの予防接種はお済みですか?

■ 問 健康介護課 健康ふれあい係 ☎32・0300

はしか(麻しん)は感染力が大変強い感染症です。また風しんは妊娠中にかかるとう胎児に影響が出る
ことがあり、予防接種を受けて免疫をつけておくことが大切です。

MR(麻しん・風しん混合)ワクチンを受ける人が少ないと、将来麻しん・風しんの流行がおきる可能性が
あります。自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも予防接種は有効です。

MRワクチンの予防接種は、2回が原則です。2回接種することで、お子さんの病気に対する抵抗力(免
疫)をより一層強くすることが期待できます。

▽定期接種の対象者

- 1回目: 生後12カ月～24カ月に至るまでに受ける。
- 2回目: 5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間に受ける。

今年度対象者(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの人)の接種期限は、令和7年3月31
日です。

まだ受けていない人は、この機会に予防接種を受けましょう。また接種期限を過ぎると自費負担とな
りますので接種期限内に受けましょう。

マイナンバーカードの出張申請を行います!

マイナンバーカードの申請と受け取りについてのお問い合わせ(受け取りは要予約)

■ 問 市民保険課 市民係 ☎ 37・9453

初めてマイナンバーカード作る人を対象に、元気館での出張申請受付を行います。まだ申請していないという方は、この機会にぜひお越しください。

▽とき・ところ

・元気館

2月 4日(火) 12時～15時

2月18日(火) 12時～15時

*大雨などの悪天候により、当日急きよ中止する場合があります

元気館ではプロカメラマンが証明写真を撮影

*1歳未満の方の顔写真は不要になったため、撮影はありません。



申請・写真撮影
手数料無料!

▽お持ちいただくもの

①通知カード(紛失している場合は当日お申し出ください)

②本人確認書類(次の中から2点)

・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳

・在留カード・健康保険証・介護保険証・年金手帳 など

*15歳未満の人は保護者と一緒にお越しください。保護者の本人確認書類も必要です。

*個人番号カード交付申請書をお持ちの方はご持参いただけたら、スムーズにお手続きできます。



▲通知カード見本

○市役所、郵便局での申請受付について

市役所、矢ノ丸出張所、一部の郵便局でもマイナンバーカードの申請を受け付けています。申請用の写真撮影、申請のサポートを無料で行っていますので、ぜひご利用ください。

▽受付時間

市役所本庁舎 平日 9時～16時30分

矢ノ丸出張所 平日 9時～16時30分

安芸郵便局、安芸本町郵便局、井ノ口郵便局

平日 9時～17時

○特急発行について

新生児やカード紛失時など、特定の要件を満たした人を対象に通常より早くマイナンバーカード交付ができる仕組みが始まりました。

○再発行について

マイナンバーカードを紛失、破損などした場合には再発行の申請ができます。ただし、再発行手数料が必要になります。

安芸市ユズ振興 対策事業のお知らせ

ユズの苗木代を補助します

■ 問 農林課 ☎ 35・1016 ☎ 35・4445



本市の基幹作物であるユズの栽培面積の維持・拡大を図ることを目的として、苗木代を補助します。

▽補助対象者

(1) JA 高知県安芸地区柚子部の部会員

(2) (1) を除く個人・法人の生産者

*ゆずを生業として出荷販売していない人は対象外。

*新規に生業としてゆず栽培に取り組む個人・法人の生産者は対象とする。

▽主な補助要件

(1) 安芸市内の樹園地へのゆずの新植、改植または補植であること

(2) 補助事業完了後5年以上、営農(ゆず栽培)の継続が見込まれること

(3) 市税の滞納がないこと

(4) 国の「果樹経営支援対策事業」その他補助制度の対象とならないこと

▽補助金額

ゆず苗木の購入実費相当額の10/10以内
上限:10万円/10アール

▽必要書類

・ユズの出荷販売を証する書類(JA高知県安芸地区柚子部の部会員および新規に取り組む生産者は不要)

・市税の納税証明書

・事業実施箇所の位置図および写真(定植前の状況が分かるもの)

・苗木の見積書、納品書、請求書または領収書(1本当たり単価が分かるもの)

▽留意事項

定植予定日(着手～完了)の属する年度の補助金となります。必ず定植前に申請し、市から交付決定を受けてください。

マイナ保険証で受付がうまくいかなかった場合

■ 問・申込 市民保険課 国保年金係 ☎ 35・1002
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178

令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました（保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口を設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます）。

顔認証付きカードリーダーの不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいなくても、自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です。

○マイナ保険証での受付がうまくいかなかった場合

以下のようないくつかの対応方法があります。

①有効な保険証をお持ちの場合

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行は廃止されましたが、現在お持ちの保険証は、期限を迎えるまで有効です。国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人は、保険証の右上に有効期限が記載されています。転職などにより保険が変わる場合や、転居などで記載内容が変わらなければ、記載されている有効期限まで利用可能です。

②「資格情報のお知らせ」をお持ちの場合

マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」の両方を提示することで、資格確認ができます。

* 「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証の登録をしている人に交付されます（有効な保険証をお持ちの場合は除く）。

③マイナポータル（スマートフォン）にログインできる場合

マイナンバーカードとマイナポータルの医療保険の資格情報の画面を提示することで、資格確認ができます。

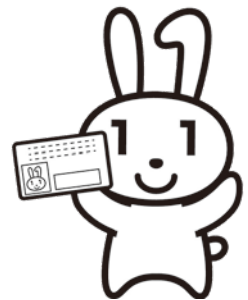
④マイナンバーカードをお持ちで、有効な保険証がない、資格情報のお知らせ、マイナポータル、どちらも提示できない場合

- ・初診の場合…マイナンバーカードの提示とともに、医療機関の窓口にて被保険者資格申立書を記入してください。
- ・再診の場合…医療機関側で資格確認に必要な情報を把握していれば、職員より口頭で確認します。

○その他のお知らせ

* マイナ保険証の登録をしているが、諸事情により登録解除を希望する国保・後期高齢者医療保険の被保険者の人は、国保年金係で登録解除手続きが可能です。登録解除後は、資格確認書が交付されます（紙の保険証の有効期限内は除く）。

* 国保資格の取得・喪失に関する届出手続きは、今までどおり必要です。職場を退職して社会保険などが切れた時、就職して職場の社会保険などへ加入したときなどは14日以内に手続きをお願いします。



JR精神障害者割引制度が始まります

■ 問 福祉事務所 障害ふくし係 ☎ 37・9451

4月1日から、JR精神障害者割引制度が始まります。

顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳（1～3級）に、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の記載がある手帳の保持者が適用されます。

顔写真が貼付されていない場合は、再交付申請が必要です。また、手帳に減額の表示がされていない人には追記しますので、福祉事務所 障害ふくし係までご来所ください。

なお、令和7年1月以降に交付する手帳については一律減額の表示を行いますので、申請や更新の機会が良い人については、ご来所いただくなくてもかまいません。



自転車の交通ルールを今一度確認しましょう

■ 問 総務課 ☎ 35・1000

【自転車のながらスマホ、酒気帯び運転などの禁止、罰則強化】

自転車運転中の携帯電話使用などに起因する交通事故が増加傾向にあり、また、自転車を酒気帯びで運転した際の交通事故が死亡・重傷事故となる可能性が高いことから、交通事故防止のため、令和6年11月から、新たな罰則規定が整備されています。

○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手に持ち、自転車を運転しながら、通話する行為および画面に表示された画像を注視する行為が禁止され、罰則の対象となりました。

- ・違反者：6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

○酒気帯び運転およびほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、自転車の提供や酒類の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- ・違反者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金

【無灯火運転は法律で禁止されています】

自転車も車と同じ車両です。夜間にライトをつけずに自転車で走行することは法律で禁止されています。これに違反した場合、道路交通法違反により5万円以下の罰金が科せられます。

また、無灯火運転など自転車側のルールが守られていないことが原因で相手にケガを負わせたり、死亡させたりした場合、損害賠償を求められることもあります。

自転車事故から自分自身や周囲の人を守るため、改めて自転車の運転などに関するルールを確認しておきましょう。



四国南東部イベント情報コーナー

高知・徳島両県では、令和4年11月に「四国南東部広域観光連携協議会」を立ち上げ、高知県東部と徳島県南部の一体的な観光振興に取り組んでいます。この取組の一環として、近隣地域のイベント情報をご紹介します。ちょっと足をのばして出かけてみませんか。



イベント名	開催時期・期間	場 所	問合せ先
第33回 阿南市活竹祭	2月23日(日・祝) 10:00～15:00	阿南市役所 (徳島県阿南市)	阿南市活竹祭 実行委員会事務局 (阿南市商工政策課内) ☎ 0884・22・3290
薬王寺初会式	2月11日(火・祝) 12日(水)	薬王寺 (徳島県美波町)	初会市(発心の会) ☎ 090・8696・5918
むろと 2000本桜祭り	2月23日(日・祝) 10:00～14:00(予定)	室戸広域公園 (高知県室戸市)	(一社)室戸市観光協会 ☎ 0887・22・0574

(一社)みなみ阿波観光局▶
イベント情報掲載



(一社)高知県東部観光協議会▶
イベント情報掲載



化粧品のびんもリサイクルできるようになりました

■ 問 環境課 ☎ 35・1023

これまで「化粧品のびん」はガラスの成分が違うためリサイクルの収集対象になっていませんでしたが、化粧品業界の努力により、現在はガラスびんと同じ成分になったので、資源としてリサイクルすることが可能になりました。

これからは、キャップをとって中を軽く洗ってから、びんの収集日にコンテナへ出してください。

しかし!

乳白色の化粧品のびんは、割れると瀬戸物と区別できないのでリサイクルできません！
乳白色のびんは、今までどおり一般ごみで出してください。



その他にもリサイクルできないものがあるので注意してね。

◀安芸市ごみ減量化促進キャラクター
「くいしんぼ くまあきくん」



▲耐熱ガラス



▲ガラス食器



▲薬品びん

耐熱ガラスとガラス食器は、ガラスびんと成分が異なるためリサイクルできません。また、同じ空きびんでも農薬・劇薬が入っていたびんは、手選別作業が非常に危険な作業となるため、リサイクルのびんとして出さないでください。

参考

ガラスびん 3R 促進協議会
「リサイクルできないもの」



<https://www.glass-3r.jp/gover/pdf/panf09.pdf>

資源ごみ収集日一覧表

2月の資源ごみ収集日	「缶・紙・布・ペットボトル」の日	「ビン・有害ごみ」の日
		缶・スプレー缶・紙(新聞とチラシ・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ)・古着・ペットボトル
幸町・宝永町・久世町・庄之芝町・染井町・桜ヶ丘町・黒鳥・植野・井ノ口・栃ノ木	毎週月曜(3日・10日・17日・24日)	毎月第1・3水曜(5日・19日)
本町1～5丁目・土居・僧津・下山・伊尾木	毎週火曜(4日・11日・18日・25日)	毎月第2・4水曜(12日・26日)
港町1～2丁目・矢ノ丸1～4丁目・花園町・東浜・川北・江川・内原野・花・小松原	毎週木曜(6日・13日・20日・27日)	
赤野・穴内・馬ノ丁・津久茂町・千歳町・清和町・寿町・日ノ出町	毎週金曜(7日・14日・21日・28日)	毎月第1・3水曜(5日・19日)
畑山・尾川	毎週水曜日(5日・12日・19日・26日)	
東川(八ノ谷・丸石・黒瀬・大井・古井・別役・入河内・奈比賀・長山)		
刑部		
中郷		毎月第3水曜(19日)

一般廃棄物最終処分場(安芸市リサイクルプラザ)は日曜日以外受け入れしています。

▽受け入れ時間 月～金曜日は8時30分～16時30分 土曜日は8時30分～12時、13時～16時30分

■ 問 平日:環境課 ☎ 35・1023 土・祝日:最終処分場 ☎ 34・1353

情報掲示板

催し

「やのまる」に「にじひろば」
園庭開放しています！

子育て中の皆さん！お子さんと一緒に保育園に遊びに来ませんか？

おもちゃや絵本、季節の遊びが楽しめます。妊娠されている人も気軽に足を運んでくださいね。

▽とき

2月13日・27日（木）

9時30分～11時

▽ところ

矢ノ丸保育園 乳児棟

▽対象

0歳～5歳までの未就園児とその保護者や妊婦さんも大歓迎です。

経験豊富な看護師や先輩ママたちに色々な話も聞けますよ。

▽持ち物

着替え、お茶、タオルなど

■問 矢ノ丸保育園

☎ FAX 35・3600

「ほっと会」のご案内

私たちは、発達障害や精神疾患の家族がいる人の集まりです。みんなでお茶しながら、日ごろ不安に思っていることや悩んでいることを一緒に話して、「ほっと」してみませんか？お待ちしています！

▽とき 2月18日（火）

18時30分～20時

毎月第3火曜日

▽ところ

安芸市役所1階 食堂

▽参加費

1000円（お茶菓子代）

■問 福祉事務所 障害ふくし係

☎ 37・9451

☎ FAX 35・1028

女性の家 2月の常掲展

「三人展」それぞれのカタチ

今月の常掲は、安芸高校の同級生だったメンバーによるグループ展です。3人のそれぞれのカタチをお楽しみください。

*作品は10日間ずつ交代で展示予定

*書道/伊藤夕姫 ハンドメイド/michiko イラスト/小

松キリコ

▽とき

2月1日（土）～28日（金）

9時～17時（昼休憩あり）

*日曜・祝日は休館（その他、都合により閉館する場合があります）

▽ところ

女性の家1階ロビー

■問 女性の家

☎ FAX 34・3514

めだかの学校に遊びに来ませんか？

めだかの学校は、赤ちゃんからおじいちゃん、おばあちゃんまで誰でも参加できる市民の交流広場です。子育て中の息抜きに、友だちとのおしゃべりに、みんなで遊びに来ませんか？

一杯50円でおいしいコーヒーやジュースと、ちよっとしたお菓子を用意しています！

▽とき

毎週水曜日・金曜日

（祝日除く）10時～15時

▽ところ

健康ふれあいセンター「元気館」

■問

健康介護課 健康ふれあい係

☎ 32・0300

☎ FAX 32・0301

市民公開講座のご案内

「高知心不全連携の会」では

毎年、各地で市民公開講座を開催しています。

心不全について一緒に学びませんか？お待ちしております。

▽とき 2月1日（土）

14時～15時30分

▽ところ 市民会館 会議室

▽対象

心不全に興味のある全ての方

■問 安芸市農業後継者

対策協議会事務局（農林課内）

☎ 35・1016

☎ FAX 35・4445

▽参加費 無料

▽申込 申込不要。直接会場にお越しください。

■問 高知心不全連携の会事務局（高知大学医学部 老年病・循環器内科）

☎ 088・880・2352

（平日9時～16時）

お知らせ

素敵な出会いをお手伝いします！



本協議会では、4人の支援員

がお相手の紹介やお見合いの調整などを行っています。農業者

以外の相談も受け付けています。サポートを希望される人は、

農林課までご連絡ください。

なお、相談内容は秘密厳守の上、相談者のご希望に沿って取り扱いますので、安心してご相談ください。

■問 安芸市農業後継者

対策協議会事務局（農林課内）

☎ 35・1016

☎ FAX 35・4445

小学校移転・統合地域説明会を各地域で開催しています

小学校移転・統合地域説明会を各地域で開催しています。1月までに13地域で説明会を実施しました。

2月からの日程は以下のとおりです。

*開始時間は19時から

2月5日（水）

栃ノ木公民館 ホール

2月12日（水）

東川公民館 和室

■問 学校教育課

☎ 35・1021

DV相談窓口を開設しています

家庭内（夫婦間、親子間の暴力）および恋愛関係の当事者間における暴力などについて、専門の相談員による相談窓口を開設しています。まずは電話で相談を！

*相談員は高知女性相談支援センターやこうち被害者支援センターで相談員経験のある市外在住の女性相談員です。

*電話での相談時には住所、氏名を言う必要はありません（通話料は自己負担です）。

*来所による相談も可能です。

▽とき

2月14・28日（金）

10時～15時

*毎月第2・4金曜日

▽ところ

市役所 1階 相談室3
(令和6年10月より変更)

▽対象者

■問

090・5445・0577

*第2・第4金曜日以外の平日
8時30分～17時15分は福祉事
務所 障害ふくし係で対応し
ます。

☎ 37・9451

FAX 35・1028

また、全国どこからでも相談
できる「DV相談+」(プラス)
もご利用いただけます。

・専門の相談員が対応

・365日相談対応

・24時間電話対応

・10カ国語対応(チャット)

詳しくは

<https://soundplus.jp>を「**閲覧**
ください。

なお、DV相談ナビ(#80008)
でも相談を受け付けています。
最寄りの配偶者暴力相談セン
ターにつながります。

■問 福祉事務所 障害ふくし係

☎ 37・9451

**下水道排水設備工事指定工
店および責任技術者の登録・
更新を受け付けます**

【指定工事店】

▽受付期間

2月3日(月)～3月17日(月)

▽必要書類

更新対象者には、案内文書を
郵送します(新規登録を希望す
る場合は「ご連絡ください」。

*指定工事店の申請添付書類に
は、取得に日数を要するもの
があるので、お早めにご準備
ください。

▽手数料

新規 20,000円

更新 10,000円

【責任技術者】

▽受付期間

2月3日(月)～2月17日(月)

▽必要書類

申請書、住民票、写真2枚(3
cm×2.5cm)、合格証また
は修了証

▽手数料

新規 5,000円

更新 3,000円

■問・受付

上下水道課 下水道係

☎ 35・1018

【安芸おもちゃ病院】

おもちゃドクターによるおも
ちゃの診察、修理を行います。
どんな状況のおもちゃでも対応
しますので、一度見せに来てく
ださい。

*無料ですが、部品代が必要に
なる場合があります。

▽とき

2月9・23日 10時～12時

*毎月第2・4日曜日

▽ところ

観光情報センター

■問 安芸おもちゃ病院 清岡

☎ 34・4404

募集

安芸市消防団員募集中

消防団は「自らの地域は自ら
守る」という精神に基づき活動
を行なっています。その活動は
消火活動のみならず、大規模災
害時の救助活動、水防活動など
非常に重要な役割を果たしてい
ます。

入団を希望される人や消防団
を詳しく知りたい人は、消防本
部 総務係までご連絡ください。

■問 消防本部 総務係

☎ 37・9102

シルバー人材センター入会 説明会について

シルバー人材センターでは
「60歳からの活きイキ宣言」を
目標に、元気な60歳以上の人を
募集しています。

毎月第2火曜日14時から、安
芸市老人憩の家にて入会説明会
を開催します。

申込は不要ですが、当日悪天
候などの場合は中止となる恐れ
がありますので「ご了承ください」。

▽とき

令和6年9月～令和7年3月
までの第2火曜日14時から

*令和7年2月のみ祝日のた
め、翌12日(水)に開催

▽ところ 安芸市老人憩の家

■問 シルバー人材センター

☎ 35・3603

消火器の処分でお困りの人へ

■問 環境課 ☎ 35・1023 消防本部 予防係 ☎ 37・9103

安芸市では、消火器を一般ごみとして廃棄することはできません。また、安芸市消防本部でも引き取りはしていません。下記の方法で処分してください。

① 消火器販売店およびホームセンターを利用する

- ・対象となる消火器
家庭用として備えていた10型以下の消火器

・注意事項

1. 新しい消火器を購入することで、購入した本数分の消火器を引き取るサービスを利用できます。
2. 引き取りのみを希望する場合は、手数料が発生します。
3. 必ず事前に店舗へ電話確認をしてください。

② 環境課または最終処分場を利用する

- ・対象となる消火器
家庭用として備えていた10型以下の消火器

・処分方法と手数料

1. 環境課または最終処分場へ直接持ち込む場合手数料として1,000円必要です。
2. ご家庭まで引き取りを依頼する場合手数料として1,500円必要です。



第26回

Around the World

～ ALT の視点から～

3人のALTたちが経験した、アメリカと日本の違いや安芸市での印象深いできごとなどを毎月順番に紹介しています。第26回目はジェイコブ先生です。

■ 問 学校教育課 ☎ 35・1021



皆さんは「ハヌカー」を聞いたことがありますか？ハヌカーは、クリスマスとほぼ同時期に8日間行われる伝統的なユダヤ人の祝日です。ユダヤ暦のカレンダーによって開始日が決まるため、ハヌカーがいつから始まるかは毎年違います。ハヌカーは2000年以上前に始まりました。

ハヌカーでは、儀式で使う灯油が1日分で8日間持続して燃え続けたという奇跡にちなんで、ハヌカーの期間中に「メノラー」という合計9本のろうそくを立てられる枝分かれした特別な燭台しよくたいを灯します。真ん中の1本は特別に毎日灯し、そのほかの8本はハヌカーの最初の夜から毎晩1本ずつ灯すろうそくを追加していきます。最後の晩に9本全てのろうそくが灯されます。そのほか、家族から子どもがプレゼントをもらうことや「ドレ

デル」というゲームをしたり、美味しい食べ物を食べたりします。ハヌカーの伝統的で最も有名な食べ物は「ラトケス」という油で焼いた芋の食べ物で、とってもおいしいです！

ユダヤの宗教と文化はとても深くて面白いですから、興味があったら学んでみてください。僕の父の家系はユダヤ人だから、僕が子どもの頃にハヌカーを祝うために僕の家族はよく集まりました。去年のハヌカーは2024年12月25日に始まり、ビデオ通話を通してメノラーを見ました。皆さんも冬を楽しく元気で過ごしてください。

メノラー (ジェイコブ先生宅の実物です)▶



図書館へ行こう!



■ 問 市民図書館 ☎ FAX35・5638



Rootport

「人類を変えた7つの発明史」

(KADOKAWA)

AIの発明は、人類の歴史を大きく変えるだろうと言われています。しかし、それ以前にも、火や文字、活版印刷など人類を大きく変えた発明があります。

本書では、「発明」されたものによって、人類がどのように発展していったのか書かれています。

そして、AIとの関わりが私たちを今後どう変えていくのか論じられています。

一度手に取ってみませんか？

2月の

日	月	火	水	木	金	土
						①
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

休館日

×印は休館日 ○印はおはなし会
平日 9時30分～19時
土日 9時30分～17時

お知らせ

* HAPPY BOOK DAY (おひとり様10冊貸出日)
2月1日(土)・2月22日(土)～3月10日(月)

* 無料配布

3月9日(日) 9時～12時

* 12時以降は閉館します

廃棄した一般書・児童書・雑誌の無料配付を行います。

* 通常の貸出・返却業務は行いません。

* 蔵書点検にともなう休館日

3月12日(水)～3月19日(水)

* 3月21日(金) 9時30分～通常開館

【童(わらし)っ子】 絵本の読み聞かせなどを行います。どなたでもお気軽におこしください。

▽と き 2月1日(土) 10時～

2月の新刊案内

【児童書】▽かとうゆうこ「パンパンぱたん!」▽松本圭以子「きょうなにたべる?」▽かのうかりん「まねっこにゃんころもち」▽カチャ・ペーレン「ぼくたちは宇宙のなかで」▽すみもとななみ「キラキラげんきなめのひみつ」ほか
【一般書】▽t岩田一成「やさしい日本語ってなんだろう」▽久坂部羊「人はどう悩むのか」▽中島京子「坂の中のまち」▽河崎秋子「森田繁子と腹八分」▽逸木裕「彼女が探偵でなければ」ほか

相 談

行政相談

- ▽と き 2月19日(水) 10時～12時
- ▽ところ 市役所1階 相談室3
- 問 総務課 ☎35・1000

人権相談

- ▽と き 2月6日(木) 10時～15時
(12時から13時まで昼休み)
- ▽ところ 市役所1階 相談室3
- 問 法務局安芸支局 ☎35・2272

年金相談

- ▽と き 2月6日(木) 3月6日(木) 10時～15時
(14時30分受付終了)
- *12時から13時まで昼休み
- *予約が必要です。
- ▽ところ 防災センター3階 会議室
- 問・申込 南国年金事務所 ☎088・864・1111

法律相談

- ▽と き 2月17日(月) 13時30分～16時30分
- ▽ところ 安芸ひまわり基金法律事務所(商工会議所2階)
- *相談料無料 1人30分間、初回限定、予約制
- *遺言・相続関係、交通事故、離婚・親権、借金などで
お困りの方について、随時、予約受付をしています。
- 問 安芸ひまわり基金法律事務所 ☎0887・35・8200
予約・お問合せ受付時間 平日9時～18時

人口統計

[令和6年12月末日現在] (地区別人口)

総人口	15,549人(-51)
男	7,411人(-24)
女	8,138人(-27)
内外国人	133人(-5)
男	61人(-2)
女	72人(-3)
()内は前月比	世帯数 7,877

*各地区の内訳については、広報あき4月号をご確認ください。

安芸市・芸西村火災救急件数

種別	12月分			累計		
	安芸市	芸西村	計	安芸市	芸西村	計
火災						
建物	0	0	0	3	1	4
林野	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	2	2	4
計	0	1	1	5	3	8
救急						
急病	59	13	72	709	169	878
交通事故	6	4	10	73	16	89
一般負傷	18	1	19	203	27	230
転院	15	11	26	155	57	212
その他	1	0	1	24	4	28
計	99	29	128	1164	273	1437

一般廃棄物最終処分場放流水月例水質検査結果

採取試験日	PH	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	SS mg/ℓ	全窒素(T-N) mg/ℓ	全リン(T-P) mg/ℓ	大腸菌群数個/ml
処分場独自排水目標	5.8～8.6	10以下	20以下	20以下	20以下	8以下	3,000以下
法排水基準	5.8～8.6	120以下	120以下	150以下	60以下	8以下	3,000以下
12月4日	7.7	1.6	1.0	1.0未満	1.33	0.04未満	30未満

- 12月2日(月) 庁議
- ・定例記者会見
- ・課長会
- 12月3日(火) 四国商工会議所ブロック会議 に出席
- 12月4日(水) 12月市議会定例会(開会)
- ・市監査委員との協議
- ・県東部地域医療確保対策協議会 に出席
- 12月5日(木) 臨時課長会
- ・都市老人クラブ連合会芸能大会 に出席
- 12月6日(金) 年末年始交通安全キャンペーン立哨
- ・市議会定例会(質疑)
- ・県国民健康保険団体連合会理事会 に出席(高知市)
- 12月7日(土) 掛布雅之観光大使との懇談
- 12月8日(日) 安芸タートルマラソン大会
- 12月9日(月) 土佐くろしお鉄道(株)代表取締役社長ほかとの協議
- ・人権を大切にすることを風船の便りで結ぶ集い(川北小学校)
- ・人権週間人権メッセージ手交式 に出席
- ・四国電力(株)高知支店技術部長ほかとの懇談
- 12月11日(水) ニッポン高度紙工業(株)取締役会長ほかとの懇談

令和6年12月 市長の活動

この公務記録には、庁内での打合せなどは掲載していません。

- 12月14日(土) 安芸キャンドルナイト に出席
- 12月15日(日) 市災害時医療救護活動訓練
- 12月16日(月) 市議会定例会(一般質問)
- 12月17日(火) 市議会定例会(一般質問)
- 12月18日(水) 市議会定例会(一般質問)
- ・南国税債債権管理機構局長との協議
- ・日本航空(株)高知支店長と懇談
- 12月19日(木) 市議会議員協議会 に出席
- ・安芸学童保育所保護者ほかとの協議
- 12月20日(金) 四国電力送配電高知支社長ほかとの懇談
- ・土佐くろしお鉄道(株)取締役会(高知市)
- 12月22日(日) 三菱源流の地「安芸市フェアイン丸の内」 に出席(東京)
- 12月23日(月) 三菱源流の地「安芸市フェアイン丸の内」 に出席(東京)
- 12月24日(火) 三菱商事(株)取締役会長ほかとの面談(東京)
- 12月25日(水) 高知財務事務所長ほかとの協議
- 12月26日(木) 安芸広域市町村圏事務組合議会定例会 に出席

～第43回人権を大切にすることを風船の便りで結び集い～

思いやりの心を育てよう！

12月9日 人権週間に合わせて、県東部9市町村の人権擁護委員で組織する安芸人権擁護委員協議会による人権啓発活動が行われました。

今年は川北小学校で、児童が考えた標語の発表や標語コンテストの表彰、「人権の花」の贈呈などを行い、短冊にメッセージを書いて結んだ風船を児童らとともに大空へ飛ばしました。



また、広報車による啓発や、安芸市長へ人権メッセージを伝達し、思いやりの心を育て、差別やいじめのない社会を築いていくことを呼びかけました。



～ディスカバー農山漁村の宝地方奨励賞授与式～

安芸「釜揚げちりめん丼」楽会が授与！

12月11日に安芸商工会議所で、第11回ディスカバー農山漁村(むら)の宝地方奨励賞授与式が開催され、安芸「釜揚げちりめん丼」楽会が地方奨励賞を受賞しました。



この賞は中四国農政局が、地区独自の特徴があり今後の活躍が期待できる取組を選定したもので、今回は団体部門で25地区、個人部門で4人が選ばれています。

～第24回あき・元気フェスタ～

健康への関心を高める

11月17日、健康ふれあいセンター「元気館」にて、あき・元気フェスタが開催されました。

今年度は「こころも体も脳も元気、のうがえい生活を送りましょう」をテーマに、脳や睡眠をテーマにしたステージイベントや体験コーナーが催されました。

当日は天気にも恵まれ、子どもから高齢者まで約800人が来場し、健康に関心を持つ多くの人々で賑わいました。

来場者は、ステージイベントや会場内にとろせましと並んだ各コーナーで、健康づくりについて身近に学び、体験し、健康への関心を楽しく高めていました。



～明治安田生命保険相互会社からご寄附をいただきました～

心 温まるご寄附をありがとうございます

このたび、明治安田生命保険相互会社高知支社から、介護、子育て施策のための支援として、「私の地元応援募金」805,100円のご寄附をいただきました。



このご寄附は、「私の地元応援募金」として、本市をゆかりのある地域として選んでいただいた同社従業員の皆さんと同社からのご寄附となります。

同社はつながり、ふれあい、ささえあう豊かな地域づくりへの貢献の一環として、本市と令和4年1月に連携協定を締結し、幅広い分野で協力いただいています。

健康寿命の延伸や少子高齢化の課題に対する取り組みへの活用にと、高知支社 石桁 健司支社長から目録を贈呈していただきました。



お誕生おめでとう 12月生まれ

*承諾をいただいた人のみ掲載しています。他5人の赤ちゃんが誕生しています。

■ 問 市民保険課 市民係 ☎ 35・1001

保護者

赤ちゃん

性別

誕生日

【安芸】岡崎 信二・梨那

はな
花凧

女

12月13日

～新年走ろう会、寒中水泳～

新年の到来を祝う

1月1日、元旦恒例の新春行事が行われ、参加者たちは今年一年の健康を祈願しました。

53回目を迎えた新年走ろう会には108人が参加し、約2kmのコースを駆け抜け、心地よい汗を流していました。



また、新年走ろう会の後は、第60回寒中水泳大会が行われ、45人が参加しました。

はじめに安芸スイミングクラブのメンバーらが海に入って「安芸の元気世界へ発信」と書かれたプラカードを披露し、集まった人々から喝采を受けていました。

その後、参加者は元気よく海に入り、沖に停まっている船から投げ込まれたフルーツを競って拾い、初泳ぎを楽しんでいました。



～東川ふれあい市～

東川ふれあい市大盛況！

12月22日に東川農林センターで「東川ふれあい市」が開催されました。今年は約100人の来場者が訪れ、入河内大根や田舎寿司、あめごの開きなどが完売！大盛況となりました。



～安芸キャンドルナイト「こころざしの灯」2024～

灯りで岩崎彌太郎の生誕を祝う

12月14日、ごめんなはり線安芸駅前広場で岩崎彌太郎の誕生日を祝うイベント「安芸キャンドルナイト」が開催されました。このイベントは毎年開催されており、今年岩崎彌太郎は生誕190周年を迎えました。



日中は風が強く、キャンドルの灯が消えないか心配されましたが、夕方には風も落ち着き、会場を訪れた多くの方は流れる音楽に耳を傾けたり、キャンドルの温かい光を眺めたりしながら、家族や友人らとゆったりとした時間を過ごしていました。



～災害時医療救護訓練、避難所開設・運営訓練～

災害時に備えて実践訓練を実施！

12月15日に安芸ドームで災害時医療救護活動訓練と避難所開設・運営訓練を実施し、市立安芸中学校の生徒や地域の自主防災組織の皆さんなど約200人が参加しました。



訓練では実際の災害時同様に、安芸ドームに避難所を開設し、地域住民、安芸市日赤奉仕団、医療機関、あき総合病院DMATチーム、安芸市などが協力して、避難者と負傷者の受け入れや応急手当、患者搬送、情報伝達などを行いました。

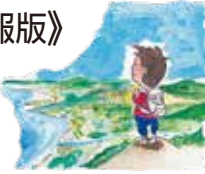
訓練終了後の反省会では、「その場に応じた臨機応変な対応が大事」「関係機関などとの連携を深め、繰り返し訓練をすることが必要」などの意見交換を行いました。



あきのこと 《広報版》

Dear all everyone

39



— 東山森林公園散策道 — 伊尾木地区

過去にこの記事欄で紹介した、森下嘉晴さんの絵地図「四国の山々たんね歩記」を手に、東山森林公園を散策するイベントがこの冬に開催されました。安芸市内からすぐの距離にある、この公園では四季折々の豊かな森の表情や、動植物の営みを手軽に感じることができます。今回は森下さん本人が特別に森の案内役として参加。尾根伝いの眺めが良いルートを歩き、森林散策の楽しみ方を教わりながら、参加者の誰もがこの身近な森での体験に深く感動していました。

取材・撮影：地域おこし協力隊 小松八月

■問 商工観光水産課 ☎ 35・1011



安芸市スポーツ賞の推薦を受け付けています

■問 生涯学習課 ☎ 35・1020 FAX 35・1051

区分

① 市民スポーツ賞

一般、高校生（団体含む）で、日本代表または県代表として競技大会に出場し、優秀な成績を収め、地域社会のスポーツ振興に貢献している人。

② 市民スポーツ功労賞

地域でスポーツの普及、振興のため熱心に実践し、指導にあっている50歳以上の人。

対象

安芸市在住者もしくは出身者、または安芸市に所在する団体。

受付期限

2月19日（水）17時必着

第50回安芸市駅伝競走大会参加チーム募集

■問・申込 生涯学習課 ☎ 35・1020

気の合う仲間とチームをつくって参加してみませんか？

▽ とき

3月2日（日）9時～ ＊小雨決行

▽ 参加資格

チーム関係者から、交通指導などの役員が出せるチーム。

▽ チーム編成

1チーム6人
＊同一職場・チーム・クラブなどで編成

【小学生の部】

安芸市内在校生、もしくは市内のクラブに在籍する人。

【一般の部】

1部・2部制。安芸市内在校生または一般男女。年齢制限なし、男女混合チームも可。2部はピットリ駅伝。

▽ 申込期限

2月14日（金）17時必着

編集後記

“明日”を買えるとしたら、いくら払えますか？

1月3日に行われた安芸市成人式に取材で参加しました。可能性に溢れた若者たちを見ながら、私自身の二十歳から今までを振り返ってみると、ありきたりですが「あっという間だったな」と思います。年々、1年が経つのはやく感じますが、これは人生に対する「1年」の比率が小さくなるからだと思います。例えば5歳の「1年」は、人生の5分の1、50歳の人の「1年」は人生の50分の1といった具合に、体感的に短く感じるようです。

子どものころは無限にも感じていた「時間」ですが、歳を重ねるごとに希少価値が上がっていくようです。価値ある時間を有効活用できていますか？やりたい事をやる、行きたい場所に行く、会いたい人に会う、時間は足りそうですか？“明日”を買えるとしたら、いくら払えますか？（智）

日 曜	2月の主な行事	時 間	場 所
1 土	女性の家常展「三人展～それぞれのカタチ～」(～2月28日)	9:00～17:00	女性の家
2 日	お屋敷マルシェ	10:00～15:00	五藤家安芸屋敷
8 土	特別展「安芸のおひなさま」(4月13日)	9:00～17:00	歴史民俗資料館
17 月	住民税・国民健康保険税の申告受付(3月17日)	8:30～16:00 (11:15～13:00を除く)	税務課 市民税係